

平成 23 年度富良野市廃棄物減量等審議会顛末

開催日：平成 24 年 2 月 22 日（水）午前 10 時～

場 所：富良野市役所 第 3 会議室

- 1．開会（関根課長進行）
- 2．辞令交付（市長）
- 3．市長挨拶
- 4．委員長挨拶（軽米委員、以後軽米委員進行）
- 5．報告事項（事務局より、廃棄物の処理及びリサイクル事業概要、警告シール貼り付け状況について一括説明後、質疑応答・意見交換を実施。発言内容は下記のとおり）

< 質疑応答・意見交換内容 >

事業概要等について

委員：適性な分別が最大の減量化の方策という説明があったが、資源化率を押し下げている原因は埋立処分と焼却処分なのかと思われるが、それで間違いはないか。

事務局：間違いございません。

委員：それであれば、分別というのは富良野市の場合既に飽和状態にまでなっていると思われる。であれば、埋立と焼却をいかにして減らすかという議論が必要でないかと思うが、いかがか。

事務局：家庭段階での分別の徹底による減量化というのは引き続き推進しなければなりません、埋立にまわっているもの、例えば陶磁器ガラス類は 14 種分別開始当時は路盤材としてリサイクルされていましたが、その道が絶たれて以降は全量埋立となっていますので、再びリサイクルできないか、可能性について今後も検討をしていく必要があると考えていますし、灰についても、これは一部止むを得ない状況という物もありますが、その辺りは今後とも情報収集に努めたいと思っております。

委員：その部分に係わって、富良野広域圏の地域エネルギーを考えるシンポジウムの中で衛生用品の固形燃料化の話があり、焼却処理の部分が固形燃料の減量になるのであれば と思うのだがいかがですか。

事務局：衛生用品が家庭から出る物と事業所から出る物とで年間 520 トンほど出ています。これは 1 年間の数量ですが、今は上富良野のクリーンセンターで焼却していただいています。事業概要では衛生用品の処理負担金が 1957 万 6 千円という金額になりますが、その年の施設のかかり方で負担金が変わります。年間 520 トンの衛生用品の処理に約 2000 万かかっています。紙オムツの場合は、衛生的に処理をしなければならず、やむなく焼却をしております。技術が進んでおり固形燃料（汚物も入っています）が良質な紙としてプラスチックの一部（フィルムもついていますが）を原料として考えたら固形燃料の原料に非常に良いです。しかし水分が高いので難しく装置も出てきませんでした。ここ最近開発されてきて可能性が少し見えてきています。固形燃料を細かく切っただけ処理のための燃料を使わないような方策が出てきています。水分さえ抜ければ紙オムツも固形燃料の原料にできるという事でメーカーや大学とも協議をしながら検討を進めています。実績としては鳥取県の自治体で導入をしています。そこでは紙オムツを装置に入れて、ペレット燃料を作りボイラーの燃料に使っています。富良野市の場合には固形燃料という少し大きめのペレットで、紙オムツ等の衛生用品も燃料の原料としてメリットが出ると考えています。いずれ資源化や燃料として利用できるような方策を目標に考えています。

委員：社会見学の受け入れについて学習の場を設けるという事でしたが、おそらく見学するのは小学 4 年生からと思われますが、市内の小学校全てがリサイクルセンターの施設見学を行っているのでしょうか。

事務局：以前、学校側と施設見学についてお話しした時に、カリキュラムの中に学年で区切ってリサイクルセンターの施設見学を組み込んでいくとありましたので、全ての学校は来ていただいていると考えておりました。実際の状況については後ほど調べたいと思います。

委員：リサイクル推進協力店への登録にはどういった基準があるのか、説明をお願いいたします。

事務局：市内の協力店でエコひいきカードというものを発行していただき、ポイントに応じて取り組みをしております。市内 33 店舗ですが、加盟については減量化への取り組みの周知、エコ活動の参加などリサイクルエコ活動への取り組みの意志があれば良いとしていまして、積極的に加わっていただければと。市の商工担当とも連携をしながら呼びかけをしてきましたが、この 33 店舗から増加が見られません。今後、呼びかけも含めて一度昇商工とも検討しなければならないと思っております。

委員：粗大ごみについては、手分解をしているので有料という説明でしたが、審議会の中で粗大ごみが日常生活の中で全ての市民が排出する物ではないのに同じ税金を使うのはどうなのかという説明で有料化になったと思うのですが確認をお願いいたします。

事務局：ご指摘の通り、基本的に市で処理するごみというのは、通常の日常生活において出てきたごみという事になりますので、それを超えるものは有料でという考え方となります。

委員：警告シールの貼り付けによる分別ごみの再分別指導があります。ごみ排出者への分別指導が 13 回、枚数も記されていますが、再分別指導の内容について教えて下さい。

事務局：23 年度に入ってから、ごみステーションの状況を一定期間毎に見せていただいております。その中で指導シールが貼られたままごみステーションに長期間放置されている状況が見られる所が数か所あります。そういった所を中心に中身を改めさせていただき、排出者の特定とそこご本人への返却指導を取り組んできています。各町内会で役員さん又は付近の方が当番でごみステーションの管理をいただいている状況だと思っておりますが、役員や当番の方が放置ゴミがあると、どうしても気になってしまいすぐに片づけてしまったり、中身を見てご本人に返したり、袋代などを自腹で出費をして再分別し直すといった傾向がみられるようです。警告シールの目的は排出されたご本人にお知らせして、自ら持ち帰っていただき再分別して出し直しをしてもらうという事です。ごみはごみを呼ぶという現象もありますので、すぐに片づけてしまいたい気持ちもよく分かるのですが、そこをあえて何日間か置いていただきご本人が気付くような方策を検討していただけないだろうかというお話もさせていただいております。番号や名前を書いたりと更に積極的な取り組みをしている町内もあります。町内の役員さんや当番の方たちが、直接中身を確認する前にご本人さんに口頭での連絡をし、再分別の負担を軽減されるような方法を検討してみたいかというお話もさせていただいております。

委員：審議会の中でも、以前から警告シールを貼ってすぐに回収しては意味がないといった議論もあったと思います。リサイクルマーケットの開催で、来場者数が 1991 名とありますが 21 年からいつまでの数値でしょうか。

事務局：21 年 1 月からリサイクルマーケットは始まっておりましたが、来場者数につきましては 22 年度の数値という事になっております。

委員：ごみの排出量の折れ線グラフですが、大体 8 月に多い気がしますが、内訳はどのようになっていますか。

事務局：排出量自体については生ごみの要素が大きいという気がしております。この時期はメロンやス

イカ等が出ます。これは重量の表示をしていますので、生ごみが増える時期というのは重さが増える傾向があると捉えております。

委員：新聞・雑誌・ダンボールの部分で、平成18年から年々減少しております。これは資源回収によるものと思われませんが、資源回収量は市の方では集約をされていますか。市内からどれくらいの物が発生しているかという事を把握する上では、資源回収量も押さえておく必要があるのではと思いますが。

事務局：必要性を認識してはおりますが、掌握しきれていない部分もあります。昨年も市内の方が新聞・雑誌をステーションから抜き取りをして引取り業者に持ち込むという事案がありました。ご当人を現場で止めて指導をしておりますが、そうした動きが気づかない所であるのかもしれませんが。旭川などに直接持ち込まれてしまうので、こちらとしても掌握しきれていない状況です。何らかの方法で古紙問屋さんにも協力を求めながら、状況を掌握する必要があるという気がしています。収集担当の方々にもお見かけした場合は情報提供をお願いしております。見つけ次第指導を行っておりますが、収集車が走る前の早朝の時間帯に行っていると思われれます。今後も課題として、出来る範囲の掌握に努めていきたいと考えております。

委員：集団回収の取り組みも多く見られますので、町内会のご協力をいただきながら、ある程度の掌握ができるのではないかという気がいたします。

委員：資源ごみと大型ごみの収集業者が、富良野市以外から入り込んできているのか、どこまでが適正範囲なのか教えていただきたいのですが。

事務局：ちりかみ交換に関しては特に違法性はないと認識しております。具体的には掌握しておりませんが、2社ほどの業者さんをよく見かけており、これは特に問題はないと認識しております。一方で引き取った時に料金を徴収しようとする者については違法である可能性が高いと考えられます。この部分については以前、似たようなもので粗大ごみの収集で回っていた悪質業者がありまして、これについては一般廃棄物収集許可という縛りがあり摘発もあり得るのですが、そうではない無償の引取り業者に関しては、その後の処理がどのようにになっているのか、情報はこちらでも掴みきれていない所です。その動きについては注意深く見ていきたいと考えています。そうした情報がありましたら広報等で周知していきます。

6. その他

生ごみ袋について（事務局より説明）

事務局：生ごみ袋についてですが、皆様にお使いいただいている現行の生ごみ袋は容量が18ℓです。実際には13、14ℓ入れれば一杯になります。さらにこの度、現行サイズの3分の1程度の容量となる袋の市販化について準備を進めております。容量は6ℓですが、賞味4～5ℓになると思います。できれば今年の春頃から市場に出していきたいと考えておりまして、メーカーやお店と調整を進めています。販売開始にあたって私共の職員に実際に使ってみていただきました。単身世帯やお二人住まいの方には、これで十分に間に合うと非常に好評を得ております。お子様を含めた4人家族であっても、容量の小さい袋であれば夏場の臭いが気になる前に一杯になるので、排出日の度に出す事が出来るので便利だというお話をいただいております。

ただし価格が標準サイズの物とそれほど変わりません。材料的にはこちらの方が少なく済むのですが、製造コストを比較すると大した変わりません。製造工程はほぼ一緒と言う事で、メーカーさんにはこれよりも若干でも安くしていただきたいと要望してはおりますが、お店に並ぶ時の価格が具体的にどうなるかはこちらの方では踏み込めない部分になります。併せて標準サイズの袋は、小さい袋と一緒に並ん

だ時にお客さんがどちらを主体的に使うかによって今後の価格に影響が出てくるおそれがあります。このミニ袋が入ることによって大きい方の袋の製造枚数が減るわけで、その場合1枚当たりの製造コストが上がりますので、店頭価格が上がってしまうかもしれません。今後のお客さんの動きによって変わってくると思います。袋の材質的に使用期限を6ヶ月と言っておりますが、在庫管理のリスクも含め价格的に難しい部分があります。大きい袋を主体的に使いながら小さい方は補助的に使いたいという方もいらっしゃると思いますので、小さい方を主体的に使うというのは単身の世帯くらいかなという気もしますが、その動きが今後気になるところです。

委員：去年、冬に破れやすい生ごみ袋がかなり出回っており、でんぷん質を多く使っているのではないかとこの話も聞いたのですが。製造元はどちらなのか教えていただけないでしょうか。

事務局：生ごみ袋はでんぷんを原料に作ってはおりません。生ごみから何でもできるのですが、とうもろこしから抽出したポリ乳酸という材質を使っています。使う袋によって破れやすいというのは、いろんなお店で扱っていて、店によって回転が速く在庫の期間の短い所、お店である程度在庫の期間を持ってしまい、たまにしか出ない状況の所もあるかもしれません。出来る限り買い溜めしないのが良いと思います。もし購入してすぐに破れてしまったら、商品の欠陥なのでお店で取り替えてもらって下さい。これはメーカーの方でも了解済みです。

委員：消費期限というのは。

事務局：製造から6ヶ月です。購入してから湿った所に保管して置いておくと劣化の原因になってしまうと思われます。この袋に限っては買いためされない方がいいかと思われます。

委員：私どもの町内でもけっこう破れるものですから、バケツに入れて置いておく事もあります。これは製造月日にも問題がありますよね。

事務局：購入して1年も経っているものは袋の役目を果たさないかも知れません。触った途端に裂けてしまうほど機能が落ちている恐れがあります。それがこの袋を使用する上での課題です。

委員：生ごみの袋を二重にするのは良いのでしょうか。農協さんの袋がグリーンでその袋の上からこれを二重袋にして出しているのが以前ありましたが、現在はどのようなのでしょうか。

事務局：今のところ生ごみ袋に関して、レジ袋に入ったままとかというケースは多くないと聞いております。似たようなレジ袋がありますので、現場の収集担当でも気付かないで積んでいるケースがあるかもしれません。生ごみに関しては、プラスチック類と比べると警告シールの貼り付け枚数が少ないです。状況によっては、やむ得なく集めている事もあるかもしれません。同じ袋同士であっても、基本的に二重袋はダメです。処理施設に行くときに見えない部分で入ってきている事がありますから、集める時には注意してもらっています。

委員：生ごみの袋が、なぜそのようになったか理由があると思いますが、生分解の宿命だと思いますので当面はこれでいくしかないのかなという気は致します。新しく購入した際に外側の包装のビニールの所に製造年月日が刻印されていると思います。二重袋について、私が以前聞いた話ですが、生ごみをレジ袋に入れてから生ごみ袋に入れるのではなく、生ごみ袋に生ごみを入れてそれをレジ袋に入れてステーションへ持っていくと、そのレジ袋だけが取り除かれて生ごみだけを収集していく。残ったレジ袋はステーションに残されて、次の固形燃料の収集日に収集をすると聞いた事があります。ですからシールを貼られないようにするという事、ルールを守るという事、破れないように持つという部分では外側にレジ袋をとという方がいいのかなという気がしました。

委員：外側にレジ袋を使った場合は、警告シールを貼らないで持っていかれるんですか。

委員：中身だけを持っていくようにしているという話は聞いた事があります。一番良いのはバケツで持

っていただいてバケツを持って帰ってくる、レジ袋で持って行ってレジ袋を持って帰っていただくというのがよろしいかと思えます。

事務局：破れ防止ではないですが、ごみステーションまで持っていくために外袋にレジ袋を使って持っていく分には差し支えはありませんが、それをそのまま置いてきてしまうのはリサイクルの質が落ちてきてしまう事になりますので、しないようにしていただきたい。

その他

委員：家電店の立場で聞きたいのですが、乾電池や蛍光灯は電気店が市の方に協力しましょうという事で無償で店先で受け取りをしております。家電リサイクル品はリサイクルセンターで処理してもらう分は、有料という事で認められている範囲です。私共は処理が出来ないので、事業所を持っている富良野リサイクルさんなどへ持っていき、お客さんからいただいたお金を払う形で修理を進めてきたのですが、去年の秋頃から私共の店は全国からグループ化されており、親会社から国の方から電気製品を納品して古い物を料金をお預かりして修理するのは違法だと言われました。収集運搬許可を持っていない者が、そのような業務をする事は違反だから摘発しますというような意味の事を受けて、全国一斉に家電電気製品のリサイクル品以外は一切お客様からお預かりしてはいけませんという通達が来まして、ここ約半年近く一切お客様からお預かりが出来ないことになりました。これは無料でならいいという事ですが、全部処理するのにかなりの金額がかかります。結局やる方向としては、市の粗大ごみや小さな物であれば小型電気製品の袋を買っていただくようお願いするしか方法がありません。私たちがその料金をお預かりして払ったとしても違法扱いになってしまいます。市のリサイクル課へ行って小さな物は袋を購入して出していただき、それ以外の袋に入らないような物で、家電リサイクルの対象にならない物については、全部市のリサイクルセンターへ行ってもらうようにしています。無料でお預かりするわけにはいかないのでしょうか。

事務局：お客さんからしてみると、そういった形で引き取ってもらうのが一番いいとは思いますが・・・

委員：ご家庭にあるごみは、行政のシールを貼れば引き取ってもらえます。しかし私たちの手に渡った瞬間に事業所のゴミになります。事業所のゴミは市では一切収集をしていただけず、小型電気製品の袋を使わせて下さいと頼みましたが断られました。小型電気製品の袋は家庭のゴミを入れる物であって事業所のゴミを入れる物ではない。少し移動することで家庭のゴミになったり、事業所のゴミになったりするわけです。そのようなことで今はお客様に対して非常に不親切なことをしています。高齢者にとっては、処理券や小型電気製品袋を購入するためにわざわざ市役所まで行くのは大変ですし、私たちが取り扱った親会社も罰則を受ける事になってしまい大問題になってしまいます。収集運搬許可証をいただいて対処できないのでしょうか。ごみを一定期間預かるごみ倉庫は今は空です。以前はまとめて運んでいまして、全部一気に一回の料金を受けて制約を受けながらやってきました。今は家電リサイクル法が絡んだり、市から委託を受けている蛍光灯や電池以外は一切受け取れません。店の前に勝手に置いて行かれたものもありますが、全て私たちが負担して処理をしてもらうしかないのでしょうか。

事務局：国の動きとしては、家電用品目以外の小型の物もリサイクルできないかという事で、実証やモデルが始まってきております。現段階でどこまで可能なか確認してみます。

委員：収集運搬の許可が絶対になければ認めないだとか、電気製品に限ってなどというような扱いを受けて違法にならない対処ができる方法があるのなら、親切的な対応が出来ると思えます。

委員：ホームマックへ電子レンジを見に行った際に、1台につき1台無償で引き取りますと書いてあったのですが。

委員：有料ではなく無償であれば問題ないとなるはずですが。実際には無料のふりをして有料で収集して

いる業者さんがあります。無料で収集できるような物であればいいのですが、それ以外の物まで全て詰め込んでしまうと大変です。店はそのような事を知らないで、お預かりした料金で産業廃棄物として払っておりました。何か方法がないでしょうか。

委員：これから高齢化が進み、お年寄りが処理券等を購入し重たい荷物を運んだり、リサイクル法について説明しても理解しづらいと思います。

委員：事業所のゴミだからと収集をしてもらくと、結構な金額になりますから商品を購入していただいたら無償にした方がよろしいかと思いますが。

事務局：小型家電リサイクル法以外の小型家電品について、国の方でも処理方法について制度化の検討を進めています。内容のなかには店頭回収をする手法についても触れられているようです。そうした物の取り扱いが実際にどうなっていくのか、最終的なものについてはまだこちらにも伝わってきてはいませんが、店頭回収や配達先の状況が盛り込まれるのかもしれませんが。この状況を待ってその中で整理できるものなのか、今後その辺りについて電気関係の方とも情報交換をさせていただく機会もあるかと思っています。

小型家電が中国や東南アジアにどんどん流れて行っている状況が見られるらしく、レアメタルと呼ばれる電気製品の中に含まれる希少金属が、高額な価格で取引される貴金属関係の資源として注目をされている状況の中で、先日の報道を見ますと現場の作業員さんが手で分解してテレビの側をすぐ横の山積み of 不用品の中に捨てて火をつけ、燃やしている横で基板などのいいところを取り除いてお金に換えるという状況がありまして、これは昔の焼却炉の中に人が入って作業しているような光景に見えました。ガスや熱気が写真を見ただけで伝わってくるような、非常に環境の悪い中で外国ではそれが処理されており、これを国の方でもそのまま放っておけないという事で、その制度化に動いているようです。道内の大手の業者さんから、富良野から出た小型家電について、我々の方で引取りが出来ないだろうかというような営業活動もあったりします。そのような中で実際にできるのかどうかというのは、我々としては安定的に引取りいただけるような状況づくりが見えてくるのであれば、お願いする事があるかもしれないという事ですが、今のところはまだそちらへの転換ということにはなりません。富良野市にとってメリットのある内容であれば、こちらの方に転換する事もあるかもしれません。小型家電の部分や店頭回収等の制度化がされたとすれば、市民の方にもお知らせをしていかなければならないと思いますので、皆様の方にも状況が分かりましたら、いろんな機会を通じて情報提供をし、ご意見等も聞いていきたいと思っております。

以上、11:50 終了